研究報告

IASBにおける保険会計の検討状況について
－再公開草案公表前の段階で－

（社）農協共済総合研究所
調査研究部　主席研究員
猪ノ口（いのぐち）　勝（かつ）　徳（のり）

目次

1. はじめに
2. これまでの検討状況
（1）フェーズ2公開草案の公表まで
（2）IASB の最近の検討状況
3. 再公開草案の内容
（1）保険契約における未稼得利益の取扱い
（2）保険契約負債の測定に用いる割引率の変動の影響をOCIに表示すること
（3）包括利益計算書における保険料の表示
（4）有配当契約の取扱い
（5）経過措置へのアプローチ
4. IASB の保険会計の内容と日本の現行実務との対比
（1）将来キャッシュ・フロー
①保険料設定時の見積りと責任準備金評価時の見積りの違い
②残余マージンがアンロックされることの効果
③残余マージンに含まれる具体的な項目（保険料計算と責任準備金計算の差異に起因するもの）
㋐保険料計算に用いる予定利率と保険契約開始時の責任準備金評価に用いる割引率の差
㋑解約率の影響
㋒新契約費の取扱い
（2）割引率
（3）IASB の保険会計による責任準備金評価
（4）包括利益計算書における責任準備金の変動額の表示
（5）包括利益計算書における保険料の表示
5. おわりに

1．はじめに

IASC（国際会計基準委員会）[1]が1997年に保険契約に関する国際会計基準の検討に着手してから15年が経過した。その間、2001年には検討主体がIASB（国際会計基準審議会）[2]に代わり、当プロジェクトをフェーズ１（暫定基準）とフェーズ２（本格基準）に分離させ、2004年にはフェーズ１の会計基準（IFRS４号）を完成させた。それに続いてフェーズ２についても、2010年に公開草案を公表するなど検討が進められてきたが、フェーズ２の会計基準はまだ完成していない。このように検討に長い期間を費やしているのは、いわゆる全面時価会計を目指したIASBと、初期利益の計上や保険会社の業績の変動が大きく表示されること等を嫌った保険業界関係者等との考え方の隔たりが大きく、その調整に多くの時間を必要としたためである。

しかし両者の考え方の隔たりは、少しずつ解消に向かっているようである。後ほど詳しく論じるが、IASBは保険会社の業績の変動

1　1973年に先進９カ国の会計士団体により設立された団体であり、IAS（国際会計基準）の開発を行っていた。
2　各国の基準設定機関との共同作業を行う必要性から、2001年にIASCから組織改編され、設立された団体であり、ここで開発される基準をIFRS（国際財務報告基準）という。理事は監査法人だけでなく、民間企業、学者、基準設定機関等から幅広く選任されている。なお本稿では便宜上、IAS、IFRSとも国際会計基準と呼ぶことにする。

が大きく表示されることを緩和するために、公開草案の内容につき、いくつかの点で変更を行うことを暫定的に決定した。これらには大きな変更も含まれているため、IASBでは2013年の上半期に再公開草案の公表を行うことが考えられている。そして、再公開草案を公表した後、関係者から寄せられるコメントの内容を検討して、必要な見直しを行った後に完成版の会計基準が公表されることになる。その意味では保険会計の検討はまだまだ続けられるということになるが、先にも述べたとおり、IASBの最近の検討状況を見ると、保険会社にとって、まだ実務的な検討が可能となるまでには詳細が固まっていない部分があるものの、大枠としてはIASBと保険業界関係者等の考え方の隔たりは解消される方向に向かっているように感じられる。

そこで本稿では、再公開草案公表前のタイミングではあるが、これまでのIASBでの検討状況から、影響が大きいと見られる生命保険を中心とした長期保険について、新しい会計基準による責任準備金の評価方法がどのようになるのかを分析し、その内容とわが国の現行実務の内容とを比較して、新しい会計基準の意義・特徴を考えてみることにしたい。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2．これまでの検討状況

（1）フェーズ２公開草案の公表まで

保険に関する国際会計基準の検討は1997年に始められた。当時、保険に関する会計処理は各国で区々であり、国際的な会計基準が存在しなかったことから、IASCが検討に着手したものである。この検討は2001年に活動を開始したIASBに引き継がれた。その後ＥＵにおいて、2005年から連結財務諸表にIFRSを適用することとなったため、保険会計については、2005年に間に合わせるための暫定基準としてのフェーズ１と、本格基準としてのフェーズ２に分離されることとなった。フェーズ１は、IFRS ４号として2004年に公表されたが、当基準では多くの点で各国の会計処理の使用が引き続き認められている。

その後IASBではフェーズ２の検討に本格的に取り組み、2007年に論点整理を、2010年には公開草案を公表したが、そのどちらに対しても、保険業界関係者等から多くのコメントが寄せられた。現在IASBでは、再公開草案の公表に向けた検討が行われているところである。これは、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた検討を行ったところ、重要な点で公開草案に修正を加えることが必要になったので、改めて再公開草案として公表し、コメントを募集しようとしているのである。このようにフェーズ２の検討が長引いているが、その理由は、IASBが資産・負債法に基づき、直近の市場データ等をベースにした全面的な時価会計を検討のスタート台にしたためである。これに対し、初期利益の計上や保険会社の業績の変動が大きく表示されること等を嫌った保険業界関係者等との、その後の調整に多くの時間を必要としたのである。

ではここで、IASBが考える保険負債の評価方法について見ておこう。IASBでは、ビルディング・ブロック・アプローチと呼ばれる方法で保険負債の評価を行おうとしてい

る。公開草案で提案された具体的な内容は**表1**のとおりである。

<表1>ビルディング・ブロック・アプローチ

保険負債を次の合計額で測定する。

1．履行キャッシュ・フローの現在価値

（1）保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフロー（保険金支払額等）から将来キャッシュ・インフロー（保険料収入）を控除した、将来キャッシュ・フローの見積額（明示的で、偏りのない、確率加重されたもの）

（2）将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値について調整する割引率

（3）将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響の明示的な見積りであるリスク調整

2．契約開始時の利得を排除する残余マージン

保険負債は上記の方法により、毎期末、そのときの市場データ等をベースにして評価される。この方法に従うと、保険負債の評価額は毎期大きく変動することが予想される。特に割引率について、直近の金利を用いて評価することになれば、長期の保険契約では、割引率の変動がそれほど大きくなくても、保険負債の金額は毎期大きく変動することになる。このため、この保険負債の変動額をそのまま純利益に反映させると、保険会社の本来の収益力が見えなくなるのではないかという問題があった。

次に残余マージンについて見てみよう。残余マージンの考え方が導入されたのは、比較的最近である。公開草案に先立って公表された論点整理の段階では、ビルディング・ブロック・アプローチに残余マージンは含まれていなかった。しかし、残余マージンを含めずに、保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現価で保険負債を評価すると、保険料には将来キャッシュ・フローや金利の不確実性に備える部分が含まれているので、その部分を中心にして、保険契約から生み出されることが期待される将来利益が契約開始時に利益に計上されてしまう可能性があった。この点に関して、IASBは公開草案の段階で、ビルディング・ブロック・アプローチに残余マージンを含めることとし、契約開始時の利得を排除することとした。ただ、残余マージンは契約開始時に測定された額をロックインすることとした。このため、割引率や将来キャッシュ・フローの見積りが変化すれば、保険会社の業績の変動が大きく表示されることに変化はなかった。

また保険会社は、ALMの観点から、長期の保険負債に対応する資産として長期の債券を保有することが多いが、資産と負債の会計処理にミスマッチが生じれば、保険会社の業績の変動が大きく表示されてしまうのではないかという問題があった。これは後に触れるように、金融商品会計基準（IFRS 9号；分類及び測定）の変更を必要とするものであった。

（2）IASBの最近の検討状況

上記で説明した問題点については、解決に向かう兆しが見えつつある。まず、保険負債評価額の変動については、割引率の変動による影響額は、包括利益計算書（損益計算書）上、OCI（その他の包括利益）に計上することが暫定的に決定された。このことにより、

純利益情報には割引率の変動による影響額は含まれないことになる[3]。

契約開始時の利益計上の可能性については、公開草案の段階で残余マージンが提案されたことにより、その可能性は排除されていたが、それに加え、保険会社の業績が大きく変動しないようにするために、残余マージンをアンロックさせることが暫定的に決定された。このことにより、残余マージンは将来キャッシュ・フローの見積額の変動に対するショック・アブソーバーの役割を果たすことになる。

ここで、契約開始後の評価時点における将来利益計上の可能性について考えてみよう。まず、将来キャッシュ・フローに関しては、残余マージンをアンロックさせることにしたので、利益計上の可能性は排除された。しかし、割引率については直近の金利をベースに設定することから、市場金利が高水準になり、割引率が高い水準に再設定されたときに、保険負債評価額が減少する結果、将来利益がOCIに計上され、純資産が増加する可能性は排除されていない。

次に、資産と負債の会計処理のミスマッチの問題については、金融商品会計基準（IFRS９号；分類及び測定）において、債券について、公正価値評価を行い、評価損益をOCIに計上する区分を設けることが考えられている。先日、この点に関するIFRS ９号の修正公開草案が公表されたところである。修正の狙いは、保険負債について、割引率の変動による影響額をOCIに計上しようとしているが、この会計処理と資産側の会計処理を一致させることにより、会計上のミスマッチを解消しようとするものである。IASBはかつて、保険業界の事情だけで金融商品会計基準の変更は行わないとしてきたが、その当時に比べ、ずいぶんと柔軟になったものであると感じさせられる。

これらの論点に関する今後のスケジュールについては、再公開草案の公表を本年（2013年）上期に行い、本年第４四半期から検討を開始し、2014年下期に会計基準完成版を公表することが想定されている。なお、会計基準を実際に適用するためには、さまざまな準備が必要なので、その準備期間を３年として、会計基準の適用期日としては2018年１月が想定されているようである。もっともIASB自身が公表した資料において、「？」が付されているような状況ではあるが。

３．再公開草案の内容

ここまでIASBでの検討状況を述べてきたが、続いてIASBが公表しようとしている再公開草案の内容について見ていこう。IASBが再公開草案においてコメントを求めたいとしている項目は次頁の**表２**のとおりである[4]。

このうち、「保険契約における未稼得利益の取扱い」と「保険契約負債の測定に用いる割引率の変動の影響をOCIに表示すること」

3　ただし、保険会社の特定の資産および負債のすべてもしくは部分的に依存する支払いを要する有配当契約については、OCIへの計上に優先して、契約上連動した資産の表示と整合的に表示することとされた（P45で後述するミラーリング・アプローチ）。
4　IASBが2012年９月28日に公表したプレスリリリースによる。

<表2>再公開草案でコメントを求める項目

・有配当契約の取扱い
・包括利益計算書における保険料の表示
・保険契約における未稼得利益の取扱い
・保険契約負債の測定に用いる割引率の変動の影響をOCIに表示すること
・経過措置へのアプローチ

は、これまで述べてきたように、保険会社の業績の変動を大きく表示しないようにすることを目的とするものである。また、「包括利益計算書における保険料の表示」は、保険会社のボリューム情報を財務諸表上に表示することを目的とするものである。いずれも公開草案からの大きな変更点である。

「有配当契約の取扱い」は、有配当契約について、保険負債の会計処理と、それを裏打ちする資産の会計処理のミスマッチを解消することを目的としたものである。最後に「経過措置へのアプローチ」は、新しい会計基準が適用されるときに、それを既契約にどのように適用させるかを規定するものである。既契約の残余マージンの測定をどのように行うかが重要なポイントである。

以下、これらの項目について、さらに詳しく見てみよう[5]。

（1）保険契約における未稼得利益の取扱い

責任準備金は保険金等の将来支出現価から保険料の将来収入現価を差し引いて計算するが、保険料には一定の安全割増が含まれているため、保険契約開始時に将来収入現価が将来支出現価を上回り、責任準備金が負値になる可能性がある。もちろん将来支出現価にリスク・マージンを含めるが、それでも負値になる可能性がある。この現象を回避するために、将来支出現価に残余マージンを含ませることが公開草案で提案されていた。ただし、残余マージンは契約開始時に計算された値をロックインさせることとされていた。

しかし残余マージンは将来利益の見積額を表すものであり、将来キャッシュ・フローが変動すれば、それに連動して将来利益の予想額も変動するだろうと考えられる。このため、残余マージンをアンロックさせる方針に転じることとなったものである。このことにより、将来キャッシュ・フローの変動が起こったときに、残余マージンはその変動を吸収するショック・アブソーバーの役割を果たすことになる。その結果、保険負債評価額の変動と保険会社の業績の変動は、残余マージンが負値にならない限りにおいて、ともに緩和されることになる。

（2）保険契約負債の測定に用いる割引率の変動の影響をOCIに表示すること

公開草案では、責任準備金の変動は割引率の変動によるものも含め、すべて純利益に反映させることになっていた。しかし、この会計処理を行えば、将来元に戻るかもしれない金利の変動分も、毎期純利益に反映されてしまい、保険会社の本来の収益性が見えなくなってしまうのではないか等の問題があった。このため、割引率の変動による影響額は純利益に反映させず、OCIに計上することとなった。

5　なお、本稿は2013年１月までの情報を基に執筆したものであり、今後のIASBの検討状況によっては、再公開草案の内容が変わる可能性がある。

（3）包括利益計算書における保険料の表示

現行会計では保険料は損益計算書のトップラインに表示されるが、IASBは、保険会社の収入は保険料ではなく保険料に含まれるマージンであると考え、公開草案では、マージン部分だけを収入に表示することを提案した。保険料は預り金であり、保険金は預り金の払戻しであると考えられたのである。しかし、保険料は保険会社の業績を示す重要な指標なので、保険料を損益計算書で表示すべきであるという考え方も広く支持されている。このため、保険料のうち貯蓄保険料部分は収入に計上しないが、マージン要素を含んだ危険保険料部分と付加保険料部分の合計額を収入に計上することとしたものである[6]。なお、この項目は実務上の負荷が大きいため、引き続き議論が行われる可能性がありそうだ。

また、保険料を収益に計上するタイミングについても、現行実務を大きく変更する提案がなされる見込みである。すなわち現行実務では、現金主義に基づき実際に収入したタイミングで保険料を計上しているが、IASBは長期の保険契約に対して、並行して検討を進めている収益認識基準との整合性を重視して、各期において提供される保障等の相対的価値に比例して時の経過にあわせて計上する方式を提案する方向である（既経過保険料アプローチ）。この点も、保険会社にとって、実務上の負荷が大きく、関係者から懸念が示されている。

（4）有配当契約の取扱い

有配当契約の保険負債の将来キャッシュ・フローの測定は、配当の基礎となる項目（これは、責任準備金に対応する資産等のことである）の測定に基づくこと（すなわち、たとえば対応する資産が原価法で測定される場合、責任準備金の評価も原価法を用いるということ）が考えられている。

また有配当契約のうち、特定の資産と契約上関連があるもの（たとえば変額保険が該当するものと考えられる）については、包括利益計算書の表示において、責任準備金の変動額の表示は資産の変動額の表示に合わせること（すなわち、資産の変動が純利益に反映されるなら負債の変動も純利益に反映させ、資産の変動がOCIに計上されるなら負債の変動もOCIに計上する）が考えられている。この会計処理はミラーリング・アプローチと呼ばれている。

次に、有配当契約のうち、（特定の資産と契約上関連がなく）ミラーリング・アプローチは適用されないが資産の影響を受けるもの（例としてユニバーサル保険が挙げられている）については、割引率は見積キャッシュ・フローが当該資産からのリターンの影響を受ける程度を反映しなければならない、と暫定的に決定されている。このカテゴリーの保険契約については、割引率の変動による責任準備金の変動額はOCIに計上することとされている。

なお、当項目に関しては、わが国における一般的な有配当契約の取扱いを巡って、まだ

6　ただし、ここで論じているのは、業績表示としての保険料表示方法であり、負債評価の将来キャッシュ・フローには貯蓄保険料も含めることに留意する必要がある。

議論が必要な論点があるように思われるが、本稿ではこれ以上取り上げないこととする。

（5）経過措置へのアプローチ

当会計基準を既契約に適用する場合、残余マージンをどのように設定するかは影響が大きい重要な論点である。この点に関し公開草案では、実務上の配慮から、既契約について残余マージンは計上しないことが提案された。会計基準を既契約に遡及適用して、残余マージンを測定することは実務負荷が大きいと考えられたのである。

しかし既契約に残余マージンを計上しないことにすれば、これらの契約に対して将来利益を計上してしまうことになるし、そもそも新契約の会計処理と整合しないという問題もある。このため再公開草案では、既契約に対しては可能な限り過去に遡って会計基準を適用し、適切な残余マージンを計上することが提案される見通しである。

なお、この内容では、実務負荷が大きいため、引き続き議論が行われる可能性もありそうだ。当項目も、本稿ではこれ以上取り上げないこととする。

4．IASBの保険会計の内容と日本の現行実務との対比

以上のとおり、IASBが考える保険会計の姿が見えてきた。そこで以下では、再公開草案公表前のタイミングではあるが、新しい会計基準の責任準備金[7]の評価方法がどのようになるのかを分析し、その内容とわが国の現行実務の内容とを比較してみることとしたい。責任準備金は、保険金等の将来支出現価から保険料の将来収入現価を差し引いて計算する。このため責任準備金の計算では、将来の支出（保険金等）と将来の収入（保険料）のキャッシュ・フローを見積もることと、それらを割引率により割り引くことの２つの作業が行われる。そこで以下では、キャッシュ・フローの見積りと割引率に分けて、IASBの現時点での案と日本の現行実務とを対比することとする。その後、包括利益計算書における責任準備金の変動額の表示、さらに保険料の表示の問題について見てみたい。

（1）将来キャッシュ・フロー

①保険料設定時の見積りと責任準備金評価時の見積りの違い

保険料は、保険料設定時点において、当該保険契約に係る将来の保険金支払や事業費等の支出額を見込んで、それを賄うことができると見込まれる水準で決定される。このとき、将来の支出額の見積りには不確実性が伴うため、保険料は一定程度の安全を見込んだ水準で決定される。こうして得られた保険料の金額が、責任準備金の将来収入現価の計算に用いられることになる。

一方、責任準備金の将来支出現価の計算では、決算期等の各評価時点において、当該保険契約に係る将来の保険金支払や事業費等の支出額を見込み、それに将来の支出額の見積

7　ここまで保険会計基準における評価の対象を保険負債と表現するケースが多かった。保険負債は責任準備金だけでなく、支払備金も含む概念であるが、本稿において、これから取り上げるのは責任準備金であるので、以下では基本的に、責任準備金の評価と表現することにする。

りの不確実性に対応するためのリスク・マージンを加算して、将来支出キャッシュ・フローとする。このように書けば、契約開始時点において将来支出現価と将来収入現価（保険料収入現価）は等しくなり、契約開始時の責任準備金額はゼロになるので、その時点で損益が発生することはないと思われるかもしれない。しかし、保険料計算における安全度の見込方法と責任準備金計算におけるリスク・マージンの計算方法は必ずしも同じではないと考えられる。さらに保険料には、不確実性に備えた安全割増以外に、保険会社の利益目標額が含まれている場合もあるだろう。

保険料計算に用いられる要素と責任準備金計算に用いられる要素の違いによる差異もあり得る。具体的に個別の項目に即して述べると、後述するように、保険料計算に用いられる予定利率は、IASB会計による責任準備金計算に用いられる割引率よりも保守的な水準に設定されるだろうと想定される。また、IASB会計では解約率が含まれるが、わが国の一般的な現行実務のように保険料計算に予定解約率を含まない場合には、責任準備金と解約返戻金の差額から生じる解約益の影響があり得る。新契約費に関しても相違点が見られる。具体的には、保険料計算に含まれる新契約費は、保険募集に係る直接費だけでなく、間接費も賄える水準に設定されることが一般的であると思われるが、IASB会計による責任準備金計算においては、将来支出キャッシュ・フローに含まれる新契約費は、後述するように直接費に限定することとされている。これらは、保険契約開始時の責任準備金評価における将来支出現価と将来収入現価を一致させない要素であり、将来収入現価が将来支出現価を上回ることになるだろう。維持費に関しても、責任準備金計算の将来支出キャッシュ・フローに含まれる見積額と保険料に含まれる予定維持費は必ずしも一致せず、一般的には後者が前者を上回るものと思われる。

さらに、将来支出キャッシュ・フローを見積もる時点が、保険料設定と責任準備金評価で異なる[8]ため、この点からも保険契約開始時の責任準備金評価において将来支出現価と将来収入現価が一致しないことになりやすいだろう。これらのことから、保険契約開始時において、将来収入現価が将来支出現価を上回り、このままでは責任準備金が負値になり、初期利益が計上されることになる可能性が大きい。しかし会計では、初期利益の計上は好ましくないと考えられているようである。

この問題を回避するために、責任準備金計算において、将来支出現価に残余マージンを含ませることが公開草案で提案されていた。この残余マージンは将来の期待利益の現価であると考えることができる。資産・負債法による会計基準の開発を標榜するIASBが、このような繰延利益とも解されかねない残余マージンの計上を認めたことは驚きである。なお公開草案においては、残余マージンは契約開始時に計算された値をロックインすること

8　責任準備金計算では毎年の決算期等の評価時点で将来キュッシュ・フローが見積もられるのに対し、保険料ではその料率の設定時点で将来キャッシュ・フローが見積もられることになる。しかも保険料は一旦設定されると、数年間は変更されずに用いられることが一般的である。

とされていた。しかし残余マージンは将来利益の予想額を表すものであり、将来キャッシュ・フローが変動すれば、それに連動して将来利益の予想額も変動するだろうと考えられる。このため再公開草案では、残余マージンをアンロックさせる方針に転じることになりそうである。

②残余マージンがアンロックされることの効果

残余マージンがアンロックされることにより、将来キャッシュ・フローの変動が起こったときに、残余マージンはその変動を吸収するショック・アブソーバーの役割を果たすことになる。また、このことにより、将来支出キャッシュ・フローは保険料設定時の見込額で固定される[9]ことになる。このことの意味は大きい。責任準備金は将来キャッシュ・フローと利率が変動することから複雑な動きをするものと考えられてきたが、このことにより、将来キャシュ・フローは固定されたものと考えることができるのである。金利変動の影響は受けるが、あたかも債券と同じように扱うことができる、ということである。

わが国の現行実務では、責任準備金計算に用いる将来キャッシュ・フローは契約開始時にロックインされる。この点に関しては、IASB会計では、残余マージンがアンロックされることにより将来支出キャッシュ・フローが保険料設定時の見込額で固定されることから、わが国の現行実務とIASB会計は同等の取扱であると理解することができよう。なお、わが国の現行実務では、毎期将来収支分析を行い、責任準備金が十分でないと判断されるときは、追加責任準備金を積み立てなければならないとされている。この点も、負値の残余マージンを認めず、将来キャッシュ・フローが残余マージンを超える水準にまで増加すると見込まれるときにはその将来キャッシュ・フローを用いて責任準備金評価を行うIASB会計と同等の取扱であると理解することができる。

③残余マージンに含まれる具体的な項目（保険料計算と責任準備金計算の差異に起因するもの）

㋐保険料計算に用いる予定利率と保険契約開始時の責任準備金評価に用いる割引率の差

次に、残余マージンに含まれる要素について、具体的に考えてみたい。まず、保険料計算に用いる予定利率と保険契約開始時の責任準備金評価に用いる割引率の差である。IASB会計の責任準備金評価においては、割引率は直近の市場金利がベースになるが、保険料計算に用いる予定利率はこれと同一のものにはならないのではないかと思われる。なぜなら保険料計算に用いる予定利率は、保険期間中の金利変動に耐えられるような水準に設定することが必要とされるからである。保険料払込が保険期間中も続く平準払の場合を考えてみよう。この保険の予定利率が保険契約開始時の市場金利をベースに決められたとしても、それで保険会社の健全性が確保され

9　なお、残余マージンが負値となることは認められていない。このため将来支出キャッシュ・フローの見積りが残余マージンを超える水準にまで増加すれば、保険料設定時に見込んだ将来キャッシュ・フローを上回るものとなり、これを用いて責任準備金の計算が行われることになる。しかし、保険事故発生率は通常安定的に推移するものなので、長寿化が進行する中での終身年金開始後のような場合を除けば、このような事象が発生することは多くないだろうと考えられる。

ることにはならないだろう。たとえば、保険契約開始後に市場金利が低下すれば、保険会社は逆ざやを抱えることになってしまう。これを回避するためには、保険期間中に起こり得る低金利にも耐えられる水準に予定利率を設定することが必要になる[10]。

これを具体的にイメージするためには、わが国の保険業法の標準責任準備金制度が参考になるだろう。標準責任準備金制度は、保険会社の健全性を確保するために、責任準備金の積立方法や、評価に用いる生命表（標準生命表という）、割引利率（標準利率という）といった計算基礎率（標準基礎率という）を当局が定める制度である。標準利率の設定方法は、**表３**のとおり10年国債の応募者利回りの過去３年平均値と過去10年平均値のうち低いものに一定の安全率を加味して設定することとされている。保険期間中の金利の変動に備える観点から、一定の安全率を加味しているものと理解することができる。

各保険会社の保険料は標準基礎率に従う必要はないが、標準責任準備金の積立ができるように保険料を設定する必要があるため、保険料の計算基礎率は標準基礎率から大きく乖離することはないと思われる。これらのことから保険料計算に用いる予定利率は、保険契約開始時の市場金利よりも低い水準のものになることが多いのではないかと考えられる。

<表3>標準利率の設定方法

１．基準利率の計算

毎年10月１日に、10年国債の応募者利回りの過去３年平均値と過去10年平均値のうち、低いほうのものを下表に従い区分し、安全率係数を乗じて得られた数値を合計して算出する。

対象利率	安全率係数
０％～１％部分	0.9
１％～２％部分	0.75
２％～６％部分	0.5
６％～部分	0.25

２．標準利率の設定

上記で求めた基準利率を基準日時点の標準利率と比較して、0.5％以上乖離している場合、基準利率に最も近い0.25％の整数倍の利率を新しい標準利率とし、基準日の翌年の４月１日以降の新契約に適用する。

10　市場金利を下回る予定利率設定を行うという考え方以外に、予定利率は市場金利に基づいて設定するが、長期・固定の金利保証が付加されていると考えて、このための保証料を保険料に含ませる、と考えることもできるだろう。いずれにしても、市場金利をそのまま用いるだけの保険料設定は行われないだろう。
　同様に、責任準備金計算において、割引率を市場金利をベースに設定するので、ここでも保証に係る価値を将来キャッシュ・フローに反映させることが必要である。そして、保証に係る価値の測定方法について、実務的にベストプラクティスとして確立されたものが出来上がり、それが保険料計算、責任準備金計算の両方で整合的に用いられるようになれば、この問題はかなり解消されるといえよう。しかし、「最近の調査によれば、保険契約における金銭的保証に個々人が支払おうとする対価は金利保証の原価よりも低いことが示されている」（Swiss Re『直面する金利の課題』sigma 2012年第４号）とのレポートもあるように、実務の確立はこれからの課題といえそうだ。

また実務上の観点から、保険料の変更はあまり頻繁に行わないで済ませたいと考える保険会社が多いだろうと思われる。このことも、保険料計算の予定利率の水準を保険契約開始時の市場金利と異なるものとさせると同時に、それよりも低くさせる要因となるだろう。

ところで、保険料計算に用いる予定利率と契約開始時の責任準備金評価に用いる割引率との差によって生じる差額は、残余マージンに含まれることになるだろう。そしてこの部分は、保険期間にわたってサービスの移転パターンに応じ規則的に配分され、利益に計上されることになる。

㋑解約率の影響

IASB会計では、責任準備金の評価にあたり解約率を含めることになる。この点について、わが国の現行実務では、低解約返戻金型商品、無解約返戻金型商品を除けば、保険料計算、責任準備金計算に予定解約率を含めることは一般的ではないと思われる。このため、現行一般商品にIASB会計を適用する場合、責任準備金計算に解約率を含めることによる影響が発生する可能性がある。

すなわち、解約返戻金は責任準備金を下回る水準で設定されることが一般的である。このため保険契約が解約されたときに、責任準備金と解約返戻金の差額が保険会社にとって解約益となる。しかし、保険料計算に予定解約率を含めないで、責任準備金計算に解約率を含めると、保険期間中に発生する解約益の現価が保険契約開始時に利益として発生することになる。そして、この部分が残余マージンの一部を形成することになる。なお、解約返戻金と責任準備金が一致していれば解約益は発生しないので、責任準備金計算に解約率を含ませることの影響は生じない。

ところで、ここでの責任準備金は保険料計算基礎率によるものである。これに対し、IASB会計に基づく責任準備金は、保険料計算基礎率に基づくのではなく、特に割引率については、そのときどきの市場金利をベースに設定されるものである。このことから、責任準備金と解約返戻金の大小関係はそのときどきの状況によって変化するので、解約率の影響の現れ方は、ケース・バイ・ケースになるのではないかと思われる。

㋒新契約費の取扱い

次に新契約費の会計処理を見てみよう。IASB会計では、保険契約の募集に関係する費用のうち直接費は保険契約締結時点で費用に計上される。この金額は保険期間中に払い込まれる保険料で賄われることになるので、チルメル式責任準備金[11]のチルメル歩合に相当するものであると考えることができる。すなわち、IASB会計に基づく責任準備金は、保険契約の募集に関係する費用のうち直接費をチルメル歩合とする全期チルメル式責任準備金であると考えることができる。これに対

11　チルメル式責任準備金は、保険契約締結時の経費負担を考慮し、初年度の付加保険料を大きく設定するとともに、次年度以降チルメル期間内の付加保険料を小さく設定して、責任準備金を積み立てる方式である。初年度付加保険料と次年度付加保険料の差額をチルメル歩合という。

チルメル期間を保険料払込期間に合わせたものを全期チルメル式、10年としたものを10年チルメル式という。これに対し、平準純保険料式は、毎年の付加保険料を同額に設定して責任準備金を積み立てる方式である。責任準備金の水準は、「平準純保険料式＞10年チルメル式＞全期チルメル式」 となる。

し、わが国の現行実務では、原則として平準純保険料式責任準備金の積立が求められるため、IASB会計は現行実務から大きく異なる内容になっている。保険会計においてはチルメル式責任準備金が世界標準といえるだろうが、健全性確保の観点から見れば、大きな緩和となることは否定できないだろう。

続いて、チルメル歩合について見てみよう。注目したいのは、新契約費に含まれるのは直接費に限定され、間接費は含まれないことである。ここで除外される間接費としては、契約獲得に使用されるソフトウェア、設備の維持費・減価償却費、代理人や販売員の採用費・研修費、管理費、賃貸費・設備費、公共料金、広告宣伝費、その他の一般管理費が挙げられる。しかし、これらの経費は付加保険料で賄われるものであり、その財源は付加保険料のうち予定新契約費に含まれていると見るべきものであるだろう。これらの間接費がチルメル歩合に含まれないとすれば、チルメル歩合は予定新契約費を下回るものになる。このため、予定新契約費をチルメル歩合とするチルメル式責任準備金に比べ、責任準備金の水準は高くなるだろうと考えられる。

IASB会計に基づく責任準備金がチルメル式責任準備金であることが分かったところで、責任準備金と解約返戻金の関係について見ておこう。まず、わが国の伝統的生保商品の解約返戻金は10年チルメル式責任準備金に見合うものである。このため、保険契約締結後10年以上経過したような、経過年数が深い契約については、IASB会計に基づく責任準備金が解約返戻金を下回るような現象が発生しそうである。ところで、責任準備金が解約返戻金を下回るような状態は、保険会社の健全性の観点から疑問なしとしない。このため、責任準備金が解約返戻金を下回らないように責任準備金の評価額にフロアー（下限）を設けるという考え方がある。この点については、IASBはすべての保険契約が同時に解約されるような事態は考えにくいため、責任準備金にフロアーを設ける必要はなく、偏りのない将来キャッシュ・フローをベースにした見積額の現価で評価すれば問題はないと考えたようである。

責任準備金計算に用いられる新契約募集関係の将来支出キャッシュ・フローは上記のとおり直接費部分だけなので、間接費部分については、残余マージンに含まれる部分が生じる可能性があるものと思われる。具体的には、間接費に係る付加保険料部分と保険契約開始時の責任準備金評価に用いられる将来支出見積額に差額（費差益になる）があれば、その額は残余マージンに含まれるものと思われる。なお、維持費についても同様に、付加保険料部分と保険契約開始時の責任準備金評価に用いられる将来支出見積額に差額（費差益になる）があれば、その額は残余マージンに含まれるものと思われる[12]。残余マージンは保険期間にわたってサービスの移転パターンに応じ規則的に配分され、利益に計上される。

さて、ここまで述べてきたように、残余マージンには保険料計算に用いる予定利率と保険契約開始時の責任準備金の評価に用いる割

12　危険保険料に関しても、同様のことがいえる。保険料に含まれる危険保険料部分と保険契約開始時の責任準備金評価に用いる将来支出見積額に差額（危険差益になる）があれば、その額は残余マージンに含まれるものと思われる。

引率の差、予定解約率の影響から生じる部分、新契約費の取扱いから発生する部分を含む費差益の見積額、さらに危険差益の見積額が含まれるので、契約開始時に残余マージンに計上される額は僅少なものではなく、それなりのボリュームのものになるのではないかと想定される。そしてこの残余マージンが、契約開始後の各評価時点において、将来キャッシュ・フローの見積額の変動を吸収するショック・アブソーバーとして機能し、残余マージンを含めて、将来キャッシュ・フローの見積額は契約開始時に固定されることになる。

このように、保険会社の業績の変動が大きく表示されるという問題は、将来キャッシュ・フロー面では相当程度軽減されたのではないかと思われる。そして、この将来キャッシュ・フローを、各評価時点の直近のデータに基づき設定される割引率で割り引くことにより、責任準備金の評価が行われることになる。続いて割引率について見てみよう。

（2）割引率

割引率は直近のデータに基づき、毎期変更することとされている。わが国の現行会計では、保険契約開始時の標準利率を、原則として保険期間を通じて適用する、いわゆるロックイン方式が採用されているが、IASB会計では割引率を毎期見直すロックフリー方式になる。用いられる割引率は、保険負債の特性（時期、通貨、流動性）のみを反映するものであり、この特性を反映するキャッシュ・フローを持つ投資商品の観察可能な市場価格と整合的なものとされている。

さて、この方法に基づく責任準備金評価額については、貸借対照表に計上するものとしては、一定の合理性があるものと考えられる。特に、将来の金利見通しが予定利率を下回ると見通されるようなとき、すなわち将来にわたり逆ざやが発生すると見通されるようなときは、ロックインされた割引率を用いるのではなく、直近のデータに基づく現実的な水準の割引率を用いるほうが適切であると考えられる。

なお、わが国の現行実務では、毎期将来収支分析を行い、責任準備金が十分でないと判断されるときは、追加責任準備金を積み立てなければならないとされているので、将来の逆ざやが見通されるようなときでも高い予定利率が変更されないというロックイン方式の問題点は一定程度対応されていると考えることができるだろう。また、わが国の現行実務は、ロックイン方式による積立額をフロアーとして、必要なときに責任準備金の積増を求めるものであり、逆に高金利状態になったときに、割引率を高く設定して、ロックイン方式の積立額を下回るような積立を行うことを許容していない。

これに対し、IASB会計では、直近のデータに基づく割引率を用いるとされているだけであり、積立額についてフロアーがあるわけではない。前に、契約開始後の評価時点における将来利益計上の可能性について、割引率を直近の金利をベースに設定することから、市場金利が高水準にあり、割引率が高い水準に設定されたときに、保険負債評価額が減少し、契約開始時点の割引率で算出される原価法評価ともいえる責任準備金額を下回り、将来利益が計上される可能性は排除されていな

いと述べたが、この事情によるものである。この会計処理は、保険会社の健全性の面から疑問なしとしないところである。この点に関しては、責任準備金の評価を保険会社の資産（債券）の評価と連動させ、ともに経済価値で評価することで問題に対応しようとするものであると理解するほかないのであろうか。

（3）IASBの保険会計による責任準備金評価

ここまで、IASB会計による責任準備金評価について、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率に分けて見てきた。かなり細かな議論になった部分も多いので、ここでポイントを**表4**にまとめておきたい。

次に、上記の評価方法の特長、課題点について述べる。まず特長として挙げられるのは、割引率を毎期見直すことにより、市場金利が低くなったときに、それに連動して責任準備金が積み増されることである。わが国の現行会計でも、将来収支分析を行い必要なときは追加責任準備金の積立を行うことが求められるが、その仕組がいわば自動的に発動できるようになることで、保険会社の健全性維持機能は強化されるといえるだろう。

一方で、市場金利が高くなり、それに連動して責任準備金が低くなるケースには懸念が残る。契約開始時点の割引率で算出される原価法評価ともいえる責任準備金額を下回ると、将来利益の事前認識につながる。また、このために責任準備金が解約返戻金を下回る可能性もある。前者の点については、責任準備金に対応する資産（債券）の価格も低くなるので、純資産で見れば問題がないという見方があること、後者の点については、すべての契約が同時に解約されることはないので問題がないという見方があることは承知しているが、これらのケースにおいて、責任準備金の担保力が現行会計処理に比べ低下していることは否めないだろう。また、現行会計が平準純保険料式責任準備金の積立を要求しているのに対し、IASB会計では全期チルメル式責任準備金としている点も、責任準備金の担保力を低下させる要因であろう。

これらの課題に関して、保険会社のソルベンシーは責任準備金だけでなく、その他の準備金や純資産も含めて見るべきであるという考え方がある。これを具体化したのがソルベンシー・マージン規制であるといえる。保険

＜表4＞IASB会計による責任準備金

1．全期チルメル式責任準備金である。
2．基礎率は
　（1）将来キャッシュ・フローは保険契約開始時に固定（残余マージンがアンロックされるため）
　　ただし、保険契約開始時の見積りを上回るときは、その額を使用
　（2）割引率は毎期見直し
　　保険負債の特性（時期、通貨、流動性）のみを反映するものであり、この特性を反映するキャッシュ・フローを持つ投資商品の観察可能な市場価格と整合的なもの
3．チルメル歩合は保険契約の募集に関係する費用のうち直接費
　間接費は含まれないため、付加保険料の予定新契約費よりも少額になる。
4．保険契約開始時の責任準備金額はゼロ
　残余マージンが将来利益分を吸収
5．保険契約開始後の責任準備金評価額にフロアーはない。
　責任準備金が解約返戻金を下回ることを許容
　割引率が高水準になるときに、将来利益の計上が起こり得る。

会社の事業環境が比較的安定していた旧保険業法時代にはソルベンシー・マージン規制は存在しなかった。しかし、経済・金融の国際化・自由化の進展により、保険会社を取り巻くリスクが多様化したことを受けて、新保険業法でソルベンシー・マージン規制が導入された。リスクが多様化する中で、保険会社が有するさまざまなリスクを統合して管理し、それに対応するためのものとしてソルベンシー・マージンを管理するのは合理的な手法である。ただ、保険会社のリスク管理の観点から、どのリスクを責任準備金が担い、どのリスクをソルベンシー・マージンのどの項目が担うのかを整理しておくことは、保険会社の財務状況をよく理解するために、意味のあることだろうと思われる。責任準備金の担保力が低下するのであれば、その分はソルベンシー・マージンで補完するほかないだろう。その中で、責任準備金は契約者が払い込む保険料を源泉とするのに対し、資本金は株主が払い込むものである等、資金の拠出者が異なるということもある。責任準備金やソルベンシー・マージンの各項目の目的を整理して、各保険会社がソルベンシーの適切な確保に努めることが重要ではないかと感じる次第である。

（4）包括利益計算書における責任準備金の変動額の表示

ここまで責任準備金の残高について議論してきた。一方、責任準備金の変動額は保険会社の損益計算に影響を与える。そこで次に、責任準備金の変動額の包括利益計算書における表示について見てみたい。

まず、IASB会計による評価額の変動は、長期の保険契約に関しては、大きな額になるものと考えられる。そして、これをそのまま純利益に反映してもよいかどうかは議論のあるところである。この点に関しIASBは、公開草案の段階では、責任準備金の変動額は割引率の変動の部分も含め、純利益に反映させることとしていた。一方で、長期の保険契約の収益性を見るためには、金利の変動による保険負債評価額の変動は除外するほうがよいという考え方がある。ちなみに、現行金融商品会計基準では、短期の売買を目的としない「その他有価証券」については、貸借対照表上は時価で計上するが、損益計算書上は純利益に反映させない会計処理とされている。保険契約も短期の売買を目的とするものではないので、現行金融商品会計基準に倣い、損益計算では純利益に反映させず、OCIに計上する会計処理のほうが適切な情報提供になるという考え方がある。IASBはこの考え方を受け入れることにしたものである。

なお、サブプライム問題の顕在化以降の金融市場の混乱を受けて、IASBではIAS39号に代わる新しい金融商品会計基準（IFRS 9号；分類及び測定）を開発した。そこでは債券、貸付金の会計処理について、①当該商品が契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として管理するビジネス・モデルの中で保有されており、当該商品が元本と利息の支払によるキャッシュ・フローを生じさせるものであるときは、償却原価法を用いる、②その他のものは、評価損益を純利益に反映させる公正価値評価を用いる、こととされた。この会計基準の下で、預金を原価法で評価する銀行にあっては、債券、貸付金を償却原価法で評

価することにより、会計処理のミスマッチは発生しない。しかし、保険負債の原価法評価が認められない保険会社にあって、金利変動による保険負債評価額の変動を純利益に計上することとしていたが、対応する資産である債券の評価方法が上記の２つに限られるとすれば、会計処理のミスマッチが発生する、あるいは保険会社の業績の変動を大きく表示してしまいかねないという問題の発生は避けられない[13]。

この問題を解消するために、IASBは金利変動による保険負債評価額の変動をOCIに計上することを認めると暫定的に決定するとともに、金融商品について、評価損益をOCIに計上する公正価値評価を行う金融商品カテゴリーを認めるIFRS ９号の修正公開草案を公表したところである。具体的には、③当該商品が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理するビジネス・モデルの中で保有されており、当該商品が元本と利息の支払によるキャッシュ・フローを生じさせるものであるときは、評価損益をOCIに計上する公正価値評価を行うことを提案しているところである。これらのことにより、保険会社は資産、負債とも金利変動による変動額はOCIに計上することが可能になり、その結果、純利益には影響が及ばないこととなるのである。

国際会計基準に基づく保険会社の財務諸表に計上される金額をまとめてみよう。まず財政状態報告書（貸借対照表）では、資産（債券）、負債（責任準備金）とも直近の市場データに基づくもの（資産は公正価値、負債は経済価値）になる。包括利益計算書では、資産（債券）、負債（責任準備金）とも、金利の変動による変動額はOCIに計上され、純利益には反映されないことになる。現行会計では、資産は責任準備金対応債券として償却原価法、保険負債は原則としてロックイン方式による原価法を適用する会社が多いと思われる。いわば、「原価－原価」による評価から、「時価－時価」による評価に移行し、時価評価にともなう評価差額はOCIで処理する、ということになるのである。

（５）包括利益計算書における保険料の表示

現行会計では保険料は損益計算書のトップラインに表示されるが、IASBは、保険会社の収入は保険料ではなく保険料に含まれるマージンであると考え、公開草案では、マージン部分だけを収入に表示することを提案した。保険料は預り金であり、保険金は預り金の払戻しであると考えられたのである。しかし、保険料、保険金等のボリューム情報は、保険会社の経営状況を判断するための重要情報なので、包括利益計算書上で表示すべきであるとの考え方がある。このため、保険料等のボリューム情報を包括利益計算書上、収益に計上することが暫定的に決定された。

しかしながら、現行会計処理と違って、保険料そのものを収益に計上するのではない。保険料から投資要素を除いた金額を表示することになりそうである。ここで投資要素というのは、保険者が保険事故の発生の有無に係

13　債券の評価を償却原価法で行うと、貸借対照表、損益計算書の両方で会計ミスマッチが発生し、債券の評価を評価損益を純利益に反映させる公正価値評価で行うと、保険会社の業績の変動を大きく表示してしまいかねないという問題がある。

らず支払う義務を負っている金額である。これは貯蓄保険料と同じ内容であると理解できる。すなわち、マージン要素を含んだ危険保険料と付加保険料の合計額が収益に計上されることになる。

IASBが暫定的に決定した包括利益計算書の様式は**表５**のとおりである。

<表5>包括利益計算書

保険料収入
保険金、経費
保険引受利益
投資収入
予定利息（割引率ロックインベース）
純投資利益
純利益
保険負債額の割引率変更による影響額
包括利益

ここで保険引受利益は危険差損益と費差損益の合計額を表し、純投資利益は割引率ロックインベースの利差損益を表す。この様式から、利源分析の数値が保険会社の収益性を分析するための重要な情報と考えられているものと理解できるだろう。

なお、純投資利益を利差損益を表すものと述べたが、厳密には債券の売却損益が含まれる点が、わが国の現行利源分析と異なっている。すなわち、IFRS 9号において、債券の会計処理について、各社のビジネス・モデルと金融商品のキャッシュ・フローの特性に従い、①償却原価法を用いる、②評価損益を純利益に反映させる公正価値評価を用いる、のどちらかとされている。さらに、③評価損益をOCIに計上する公正価値評価を行うカテゴリーを認める公開草案が公表されているところである。この中で、現実的には、②は選択されないだろう。そこで、まず、①償却原価法が適用された場合は、利息収入、売却損益とも純投資利益に反映されることになる。また、③評価損益をOCIに計上する公正価値が適用された場合は、評価損益は純投資利益に反映されないが、利息収入、売却損益は純投資利益に反映されることになる。このようにどちらの方法を選択しても、売却損益が純投資利益に含まれることになるのである。

株式の会計処理については、①評価損益を純利益に反映させる公正価値評価、②評価損益をOCIに計上する公正価値評価、とされている。このうち実際に選択されるのは②であろう。この場合、配当金収入は純投資利益に反映され、売却損益[14]、評価損益はOCIに計上されるので、株式に関しては、純投資利益はわが国の現行利源分析と同じになる。

14　わが国の金融商品会計基準では、売却損益は純利益に反映されることになる。評価損益としてOCIに計上された額を売却時に純利益に反映させる会計処理をリサイクリングと呼んでいる。わが国では評価損益と実現損益である売却損益の性格の違いを重視して、リサイクリングを行うこととしているが、IASBではリサイクリングは企業の恣意的な利益計上につながる恐れがあるとして、リサイクリングを禁じることとしている。このためIFRSに従えば、売却損益は純利益に反映されないことになる。

なお債券について、③評価損益をOCIに計上する公正価値評価を行う場合、先に述べたとおり、売却損益は純利益に反映する、すなわちリサイクリング処理を行うことが提案されている。これは、当カテゴリーの債券については、純利益において償却原価の情報を提供することが重要なので、リサイクリング処理を行うことにする、と説明されている。また、このことにより、FASB（米国財務会計基準審議会）との相違点を少なくすることができる、という効果もある。

5．おわりに

最後に、会計基準と健全性（ソルベンシー）規制の関係について、若干触れておきたい。会計基準の検討、健全性規制の検討のどちらにおいても、保険負債の評価は経済価値ベース、すなわち直近のデータに基づく将来キャッシュ・フローの見積りと、直近の市場金利をベースにした割引率を用いた現価計算によるものとされている。このため、健全性規制を検討するＥＵでは、IASBにおける保険会計の検討を睨みつつ検討を進めていたようである。しかし最近の状況を見ると、会計基準における保険負債評価と健全性規制における保険負債の評価は、別々のものになることが避けられないように感じられる。一例を挙げると初期利益（契約開始時の将来利益）の計上である。会計では本稿で述べたように、初期利益の計上を認めないことになりそうだが、健全性規制では初期利益の計上を認める方向にある。

会計領域での検討では、収益認識プロジェクトの影響が大きいと思われる。収益認識プロジェクトでは、さまざまな取引に対してさまざまな収益認識が行われている実態を改めるために、取引一般に対して適用できる収益認識基準を設けることが目的とされた。ところで、当プロジェクトでの検討の結果、初期利益の計上が認められないこととされたのである。私見であるが、会計においては、どの時期にどれだけの利益が計上されたか、というのは重要な情報であると考える。将来、利益が見込めるので、今の時点で利益を計上してよい、ということにはならないだろうと考える。一方、健全性規制では事情が異なる面があると思われる。健全性規制は、保険会社の健全性を確保する観点から、各保険会社がどの程度の資本を確保すべきかを定めるものである。しかし、資本の確保にはコストの発生が避けられない。このため、過大な資本の確保はできれば避けたい、将来利益の発生を見込めるのであれば、その額を予め資本に組み入れたい、というインセンティブが働く。健全性規制において、この考え方は必ずしも不合理なものではないので、初期利益の認識が認められようとしているのであろう。

このように会計と健全性規制では、その目的が異なるので、両者の保険負債の評価方法が一致しないことは止むを得ないものと考える。しかし、複数の方法で保険負債の評価を行うことは、保険会社の実務負荷を大きなものにする恐れがある。両者の差異の調整の負荷ができるだけ小さく済むように検討が進むことを期待したい。日本においては、会計領域で、連結財務諸表には国際会計基準を使用し、単体財務諸表には国内基準を使用するという、いわゆる連単分離の動きもある。この点からも、実務負荷の軽減が求められるところであろう。

以上見てきたように、IASBの保険会計の検討内容は大きく変容してきた。初期利益の計上の禁止、金利変動による保険負債の変動のOCI表示等は、保険業界関係者の長い期間にわたる粘り強い情報発信、対外的な働きかけの結果であるだろう。これらのことにより、保険会計の検討は大きなヤマを超えたのではないかと思われる。関係者のこれまでの努力に敬意を表したい。

ただ、本稿でも報告した保険料の表示、本稿では触れることができなかった有配当契約の取扱い、新会計基準の適用時の取扱い等、まだまだ議論が続きそうな項目も残っている。引き続き、IASBでの検討状況を注視してゆきたい。

参考文献

・IASB「DISCUSSION PAPER　Preliminary Views On Insurance Contracts」2007年５月
・IASB「Exposure Draft ; Insurance Contracts」2010年８月
・IASB「Exposure Draft ; Classification and Measurement : Limited Amendments to IFRS9」　2012年11月
・IASB　保険会計に関する検討資料各種
・Swiss Re「直面する金利の課題」sigma 2012年第４号
・有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ編『IFRS保険契約』清文社　2011年９月
・KPMG「IFRS最新基準の初見分析：IFRS第９号「金融商品」」2009年12月